

4 小田原市消防本部（神奈川県） の事例

4 小田原市消防本部の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	53
②広域化実現までの手順の概要	53
③協議会設置までの手順	57
④協議会の事務の流れ	58
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	59
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	63
⑦広域化による具体的なメリット	64

1 広域化対象地域の地勢・概要

(1) 広域化対象市町

神奈川県西部に位置する、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の2市5町。

【各市町人口・行政面積】

	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計
人口（人）	198,327	44,020	10,010	17,972	11,676	11,764	16,369	310,138
面積（k㎡）	114.09	76.93	20.02	14.41	37.75	224.70	6.56	494.46

（出典：平成22年 国勢調査、平成24年 県勢要覧）

(2) 2市5町の地勢等

- ・地理特性としては、1600m級の丹沢山地、地域を貫く酒匂川を中心に広がる足柄平野、そして相模湾など、複雑且つ多様な地形を有している。
- ・地域中央の平野部に人口は集中、大規模商業施設や工場も立地
- ・隣接する箱根町や小田原城等に多数の観光客の来訪がある
- ・東名高速道路のほか複数の自動車専用道路や6路線の鉄道が域内に存在

【2市5町位置】



(3) 広域化以前の2市5町の消防体制

小田原市が単独消防本部であり、他の1市5町については一部事務組合を構成し消防本部を設置していた。

【広域化以前の消防本部構成】

消防本部名	管轄区域
小田原市消防本部	小田原市
足柄消防組合消防本部	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町

2 広域化実現までの手順の概要

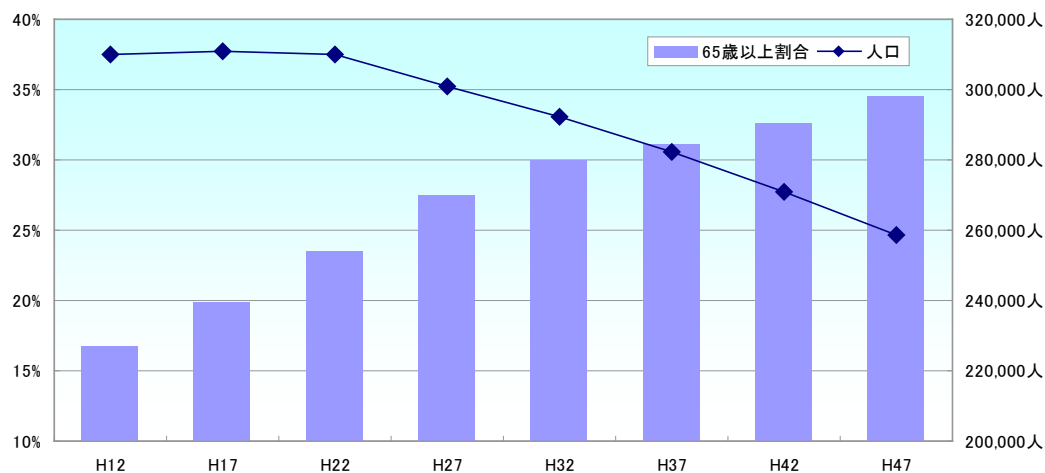
(1) 検討背景（県西地域の消防の現状）

①人口減少、少子高齢化の進行

- ・国同様、県西地域についても、全体としては平成7年以降人口が減少
- ・少子高齢化についても急速に進行、平成22年における県西地域の65歳以上人口割合については、神奈川県平均を上回っている状況

「生産年齢人口の減少による各市町の財政基盤の脆弱化」や、「高齢者の増加による救急出動件数の増大」など、消防行政の運営にも大きな影響をもたらすことが予測される。

【人口・高齢者割合推移及び推計】



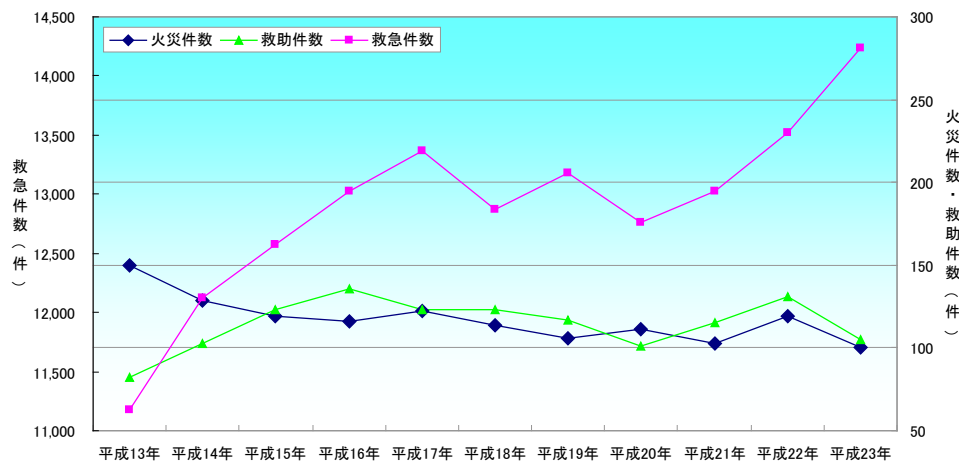
(出典：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所)

②活動内容の変化

前述の少子高齢化の進行のほかにも、「住環境等生活様式の変化」、「都市構造の高度化」及び「住民ニーズの多様化」等、消防行政を取り巻く社会環境が大きく変化しつつある。

「都市構造の高度化が災害の大規模化を」、また「救命救急への期待が救急救命士の処置範囲拡大やメディカルコントロール体制の充実を」、さらには「緊急消防援助隊の応援派遣による活動範囲の拡大」など、消防活動の内容にも諸々の変化が生じており、これらに適応していくことが求められる。

【出動件数の推移】



*各数値とも暦年中の件数

③予防体制強化の要請

災害を未然に防ぐことの重要性に鑑み、防火対象物等への立入検査の実施率向上等、予防体制の強化への取り組みが必要とされている。

人員及び財政の制約等から、現状において必ずしも満足のいく体制が構築されているとは言い難く、また将来的にも抜本的な強化は容易ではない。

【立入検査実施状況】

(単位：件)

	年 度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	市町名												
防火対象物	小 田 原 市	対象件数	5,965	6,001	6,052	6,108	6,169	6,223	6,271	6,319	6,272	5,933	6,157
		立入検査数	428	499	615	549	818	928	901	515	569	308	492
		実施率	7.2%	8.3%	10.2%	9.0%	13.3%	14.9%	14.4%	8.2%	9.1%	5.2%	8.0%
	足 柄 消 防 組 合	対象件数	2,782	2,802	2,887	2,974	3,022	3,016	2,962	3,085	3,250	3,106	3,136
		立入検査数	81	67	121	99	62	72	54	53	136	66	38
		実施率	2.9%	2.4%	4.2%	3.3%	2.1%	2.4%	1.8%	1.7%	4.2%	2.1%	1.2%
危険物施設	小 田 原 市	対象件数	819	808	709	753	728	715	694	662	643	608	603
		立入検査数	226	433	381	326	223	357	288	230	331	203	201
		実施率	27.6%	53.6%	53.7%	43.3%	30.6%	49.9%	41.5%	34.7%	51.5%	33.4%	33.3%
	足 柄 消 防 組 合	対象件数	558	559	547	538	511	512	508	481	474	443	434
		立入検査数	90	30	20	50	10	54	10	15	45	76	42
		実施率	16.1%	5.4%	3.7%	9.3%	2.0%	10.5%	2.0%	3.1%	9.5%	17.2%	9.7%

(2) 検討の経緯・体制

平成 19 年 3 月

県西地域広域市町村圏協議会に広域消防検討分科会を設置し、調査研究を開始

【参画市町（2市8町）】

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

【主な調査、研究内容】

- ・県西地域の各消防本部の現状分析
- ・一般的な消防の広域化のメリット、デメリット ほか

平成 22 年 3 月

「市町村の消防の広域化」に係る研究報告書を作成、協議会に報告

平成 22 年 4 月

神奈川県西部広域行政協議会に消防広域化検討部会を設置し、広域化に係る主な事項について方向性を検討

【参画市町（2市8町）】

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

【主な検討内容】

- ・広域化した場合の「広域化の方式」、「消防本部の名称」、「給与調整」等の重要項目の取扱いの方向性
- ・広域化による財政効果の把握 ほか

平成 23 年 2 月

消防広域化検討結果報告書を作成、協議会に報告。各首長から再度、財政シミュレーションの実施について指示

平成 23 年 8 月

これまでの検討結果を踏まえ、消防の広域化に向けた具体の協議への参画是非について、各首長が判断。2町を除く2市6町が参画意思を表明

平成 23 年 9 月

神奈川県西部消防広域化協議会（任意協議会）を設立し、広域化に係る具体の協議を実施

【参画市町2市6町】

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町

【主な協議内容】

- ・広域化実施に向けた各事項の市町間調整
- ・中長期財政シミュレーションの実施
- ・広域消防運営計画の策定 ほか

平成 24 年 1 月

平成 24 年度末までに2市6町により消防の広域化を実施する旨、任意協議会で首長間合意が成立

平成 24 年 3 月

1町が離脱するも2市5町で予定どおり実施する旨、任意協議会で首長間で確認

平成 24 年 4 月

小田原市及び足柄消防組合の関係所管課による準備作業チーム（人事給与、財政財産、広報啓発、消防実務の4チーム）を編成し、広域化に係る実務を実施

平成 24 年 6 月

各市町の議会において、地方自治法に基づき消防事務の委託に関する協議等について議決

平成 24 年 7 月

事務委託規約を締結

平成 25 年 3 月

消防の広域化実施

H23 年 10 月

協議、手続きと並行し、各市町で住民説明を実施

H25 年 1 月

消防による取組み

企画を中心とした取組み

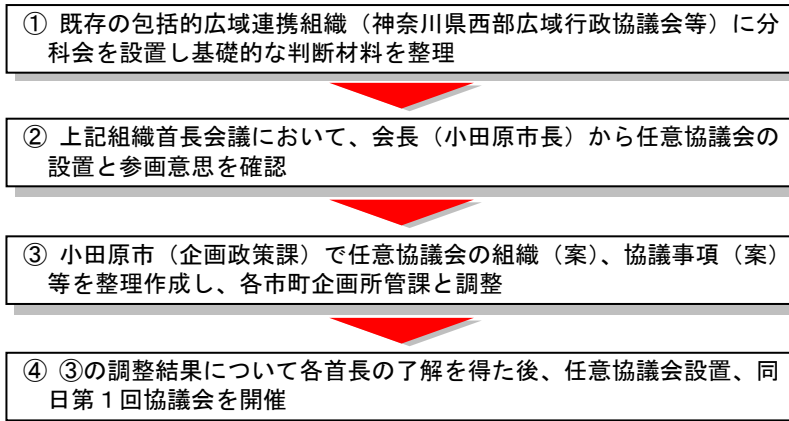
消防、企画の分担による取組

3 協議会設置までの手順

消防の広域化の実施に係る最終判断をするための詳細事項の市町間協議及び広域消防運営計画（案）の策定作業等を進めるにあたっては、2市5町（設立時点では他に1町を含む2市6町）で構成する地方自治法の規定に基づかない任意の協議会「神奈川県西部消防広域化協議会」を設置した。

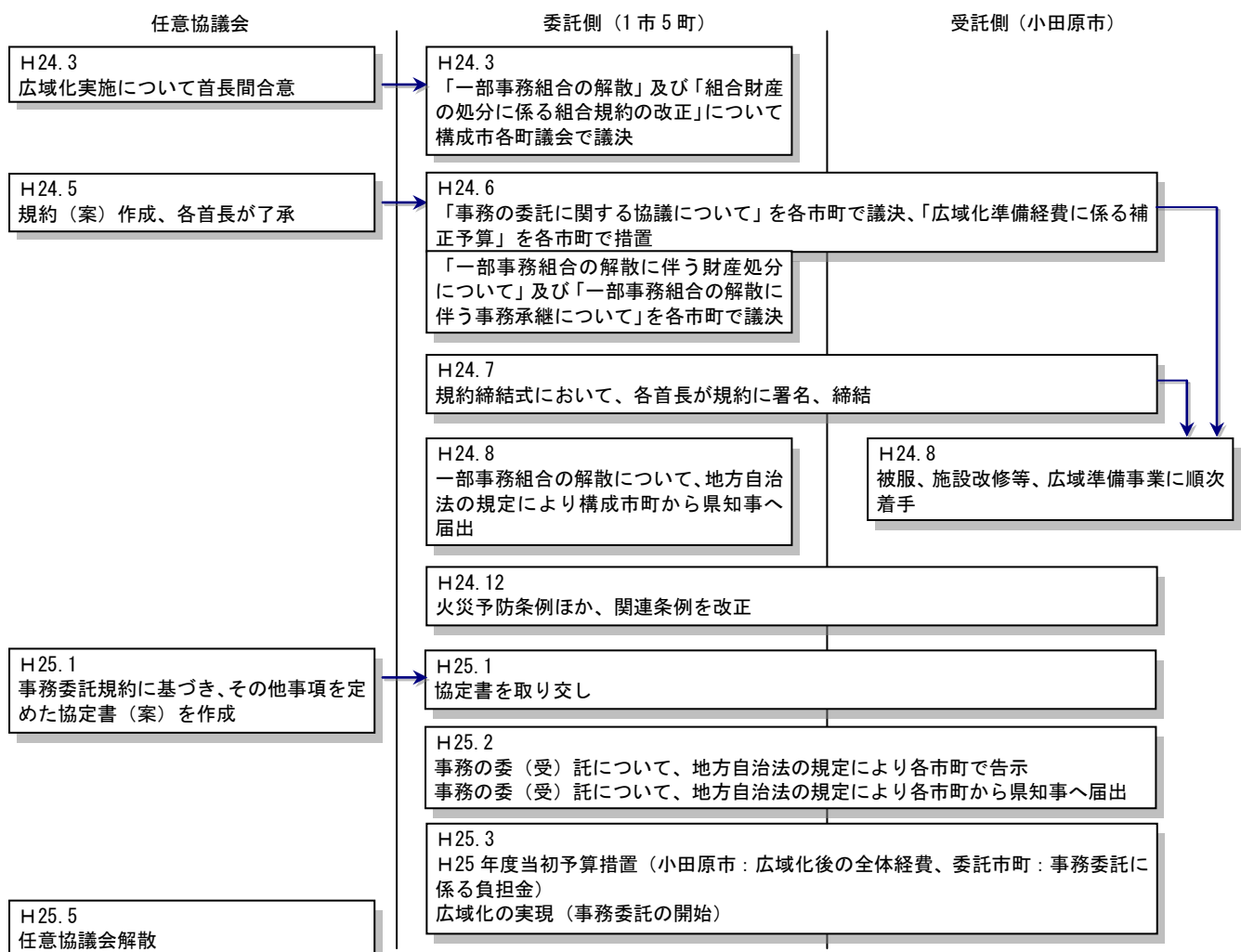
（１）設置手順

任意協議会であることから設置に係る議会の関与はなく、首長間の合意により設置した。具体の動きは次のとおり。



（２）規約の策定及び議決等の手順

市町間で事務の受委託に関する協議を行うにあたっては、地方自治法の規定により議会の議決を要する。また、当地域においては、受託市町が一部事務組合を構成していたことにより別途、一定の手続きが生じた。具体の協議後の規約の策定等の手順は次のとおり。



(3) 任意協議会の概要

設置目的	県西地域における、消防の広域化の実現に向けた「広域消防運営計画」の策定等、具体の作業を推進することを目的とする。	
参画市町	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、(真鶴町) 真鶴町については、「湯河原町への事務委託廃止に係る協議に一定の時間を要する」との理由により、平成24年度末までの広域化実施については参画を見送るとの意思を表明したことから、平成24年3月31日をもって退会。	
設置・解散日	設置日：平成23年9月22日 解散日：平成25年5月31日	
主な事務	広域消防運営計画の策定に関する事、消防力の将来ビジョンの作成に関する事、住民議会等への情報提供に関する事、委託料の算出に関する事、各市町との個別協議に関する事	
組織構成	首長会議	【構成員】協議会参画市町長 【オブザーバー】各消防本部消防長、県職員 【所掌事務】協議会における全ての協議事項に係る審議、決定
	関係課長会議	【構成員】参画市町の関係所管（企画、防災等）課長、各消防本部の関係課長、協議会事務局長 【オブザーバー】県職員 【所掌事務】検討状況に基づく意見交換、事務局への意見提案など
	事務局	【構成員】小田原市企画部副部長（事務局長）、小田原市副消防長及び企画政策課長（副局長）、小田原市企画政策課及び消防総務課職員（事務局員） 【事務所の位置】小田原市企画政策課広域政策係内 【所掌事務】協議会の運営、広域消防運営計画（案）の策定など
経費負担	既存の包括的広域連携組織（神奈川県西部広域行政協議会）の経費負担方法に準じて設定。 検討協議に要する事務費を人口割7：均等割3の割合で負担、人件費については小田原市負担。	

4 協議会の事務の流れ

(1) 協議会設置の準備期間

組織、協議手法等の検討期間は約2ヶ月。

(2) 広域消防運営計画の協議期間

具体の協議期間に約5ヶ月、計画書としての取り纏めに約1ヶ月、計6ヵ月。

(3) 具体の協議の流れ

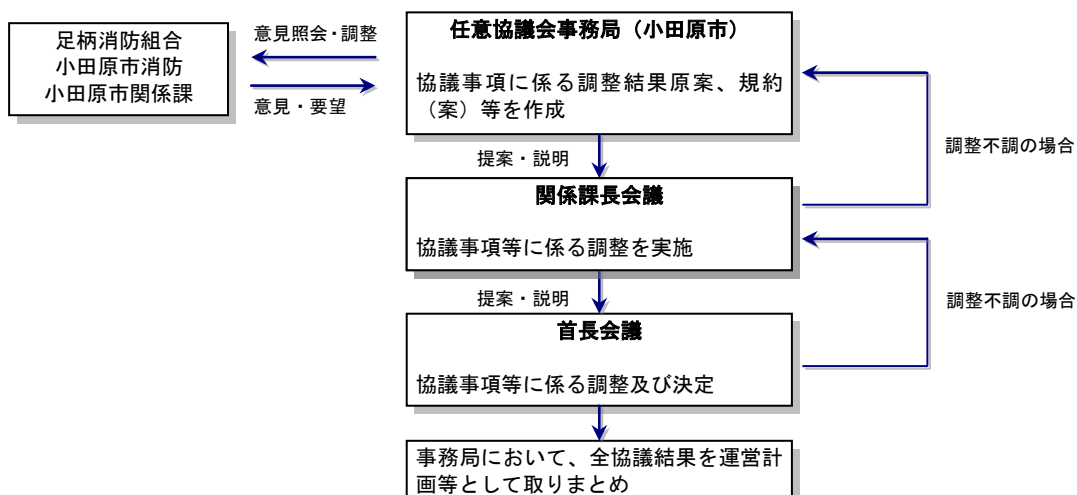
当地域における、基本的な協議の流れは次のとおり。

①協議スケジュールの作成

まずは、任意協議会事務局において、「協議対象事項の抽出」及び「協議順序の整理」を行い、関係課長会議、首長会議に諮り協議スケジュールを確定した。

②各協議事項の協議

基本的には、任意協議会事務局が、足柄消防組合、小田原市消防及び小田原市関係各課（人事、財政、財産等の所管課）と連携し、各協議事項に係る調整結果原案を作成し、関係課長会議での調整を経て首長会議で決定した。



(4) 新体制への移行期間

運営計画に記すべき協議事項が取りまとまり、広域化実施の首長間合意がなされてから広域化実施までの準備期間は1年2ヶ月。＜2（2）を参照＞

広域化の方式が事務委託であり、事務処理、備品管理等、基本的には小田原市の方式に統一となるものの、詳細部分の調整や準備作業の進捗管理が必要なことから、消防を中心とした小田原市及び足柄消防組合の関係課による準備作業チームを編成し準備実務を担った。

【準備作業チームの体制】

チーム	関係課（下線、取りまとめ課）
人事・給与	企画政策課、消防総務課、職員課、足柄消防組合総務課
財政・財産	企画政策課、消防総務課、財政課、管財契約課、出納室、足柄消防組合総務課
広報・啓発	企画政策課、消防総務課、広報広聴課、足柄消防組合総務課
消防実務	消防総務課、小田原市消防及び足柄消防組合の各課、企画政策課
総務グループ	
警防グループ	
予防グループ	

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

当地域における協議事項及び主な協議事項の調整結果は次のとおりである。調整理由及びその他の事項については、当地域運営計画をご確認いただきたい。

神奈川県西部広域消防運営計画（<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/101505/1-20120731191558.pdf>）

【協議事項一覧】

○広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

1 基本的事項		
(1) 広域化参画市町	(2) 広域化対象事務	(3) 広域化の方式
(4) 意見調整組織	(5) 広域化の実施時期	(6) 消防本部の位置及び名称
(7) 消防署所の位置	(8) 消防署所の名称	
2 組織		
(1) 消防本部及び署所の機構	(2) 消防本部及び署の事務分掌	(3) 権限
(4) 署所の管轄区域	(5) 部隊配置及び資機材配置	(6) 部隊運用
(7) 定員配置		
3 人事		
(1) 職員の任用	(2) 勤務体制	(3) 管理監督者の配置
(4) 階級設定	(5) 人事異動	(6) 給料
(7) 諸手当（退職手当を除く）	(8) 退職手当	(9) 福利厚生
(10) 被服等貸与品		
4 施設		
(1) 消防指令センター	(2) 消防救急無線デジタル化（活動波）	(3) 消防水利
5 財産・債務		
(1) 財産	(2) 債務	
6 経費負担		
(1) 財源の確保	(2) 初期投資経費の区分	(3) 初期投資経費の負担方法
(4) デジタル化経費の負担方法	(5) 事務委託に係る経費の区分	(6) 委託料の負担方法
(7) 負担金の負担方法	(8) 退職手当の負担方法	
7 その他		
(1) 補助金等	(2) 手数料等	(3) 慣行等

○各団体との連携確保に関する事項

1 消防団		
(1) 消防団との連携		
2 関係団体		
(1) 関係団体との連携		
3 防災・国民保護担当部局		
(1) 防災・国民保護担当部局との連携		

(1) 広域化の方式に関する事項

- 1 広域化の方式は、小田原市への事務委託方式とする。
- 2 広域化に併せ、消防行政に係る意見調整組織を設置する。

(2) 組織に関する事項

①消防本部の位置及び名称

- 1 消防本部の位置は、小田原市前川 183 - 18（現在の小田原市消防本部の位置）とする。
- 2 消防本部の名称は、「小田原市消防本部」とする。

②消防署所の位置

- 1 広域化時の消防署所の位置は、現状の位置とする。

③消防署所の名称

- 1 消防署所の名称については、原則として署所が所在する地名を用いるものとする。

④消防本部及び署所の機構

- 1 広域化に伴い、小田原市消防本部の機構を変更する。
- 2 消防本部に、消防総務課、予防課、警防計画課に加えて広域調整課、救急課、情報司令課を置く。
- 3 消防署の機構は、2 消防署、2 分署、7 出張所とする。
- 4 消防署に消防課、警防第 1 課、警防第 2 課を置く。

⑤署所の管轄区域

- 1 署所の管轄区域は、現状のとおりとする。
- 2 管轄区域とは別に、出勤区域の見直しを行う。

⑥部隊運用

- 1 原則として小田原市消防本部の部隊運用方法に統一する。
- 2 広域化を機に、小田原市消防本部の部隊運用を見直す。

⑦定員配置

- 1 広域化時の消防職員数は現状を超えないものとする。
- 2 消防本部及び通信指令業務等の職員数を合理化し、その効果を現場の消防体制の強化に充てる。

(3) 職員の処遇等に関する事項

①職員の任用

- 1 足柄消防組合の職員を小田原市職員として採用する。
- 2 原則として、採用（選考）は無試験とする。
- 3 小田原市職員となる者の職務の級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

②勤務体制

- 1 交替制勤務体制は 2 部制とする。

③管理監督者の配置

- 1 広域化時の組織・機構に基づき、業務の内容、質及び量等を考慮し、適材適所で管理監督者を配置する。
- 2 広域化時の消防署所における管理監督者は、地域の実情に精通した職員を配置する。

④階級設定

- 1 小田原市の職名に応じ階級を設定する。
- 2 広域化時の足柄消防組合職員の階級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

⑤人事異動

- 1 広域化時の異動は必要最小限に留め、2年目以降は異動の範囲を拡大する。

⑥給料

- 1 小田原市職員となる者の給料月額（職務の級の号給）は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。
- 2 小田原市職員として受ける給料月額が、小田原市職員となる前日に受けていた給料月額に達しない者については、5年間その差額を保障（現給保障）する。

⑦諸手当（退職手当を除く）

- 1 諸手当は、小田原市職員となったときから、小田原市の基準で支給する。

⑧退職手当

- 1 退職手当は、小田原市の基準に基づき支給する。
- 2 足柄消防組合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、小田原市職員の勤続期間に通算する。
- 3 激変緩和措置として、経過措置を設ける。

⑨福利厚生

- 1 職員の福利厚生は、小田原市職員となったときから、小田原市職員としての制度を適用する。

⑩被服等貸与品

- 1 消防吏員に貸与する被服等（以下「貸与品」という。）は、小田原市の基準に統一する。
- 2 広域化実施にあわせ原則、すべての貸与品を統一する。

（４）施設整備に関する事項

①消防指令センター

- 1 小田原市消防本部に消防指令センターを統合する。
- 2 消防情報指令システム（以下「指令システム」という。）を改修し、機能を統合する。
- 3 消防の広域化と同時に、消防指令センターを統合する。
- 4 消防指令センターの運用は、原則、小田原市消防本部の運用に合わせる。
- 5 当面の間、小田原市及び足柄消防組合消防本部の指令業務経験職員を配置し運用する。
- 6 新たに情報司令課を設置し、情報管理の一元化を図る。

②消防救急無線デジタル化（活動波）

- 1 消防救急無線のデジタル化（活動波）については、広域化参画市町で共同整備を行う。
- 2 活動波の運用開始は、共通波に合わせる。ただし、最終的な運用開始日については、実施設計を踏まえ、決定することとする。

③消防水利

- 1 消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）は、広域参画市町が設置し、維持及び管理をする。

（５）経費負担等に関する事項

①初期投資経費の負担方法

- 1 初期投資経費については、投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目ごとに、次のいずれか又は幾つかを組み合わせる方法を適用し、各市町の負担額を算出することとする。
 - （１）人口割
関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「市町の区域や署所の管轄区域を越えて供される消防力への投資経費と見做されるもの」に適用する。
 - （２）出勤区域人口割
署所の出勤区域に占める各市町の人口割合に基づき算出する方法であり、「署所に関する経費のうち主に出勤区域内に供される消防力への投資と見做されるもの」に適用する。
 - （３）実費
「人口割及び出勤区域人口割等の手法に抛らずとも、各市町の負担額が明確なもの」に適用する。

②デジタル化経費の負担方法

- 1 消防救急無線デジタル化（活動波）経費については、原則として消防本部管轄毎に単独整備を行った場合の費用比率に基づく負担方法（「単独整備費割」という）とし、各市町の負担額を算出することとする。
なお、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町間の費用負担は、人口割とする。

③事務委託に係る経費の区分

- 1 消防事務の委託に関する経費については、経費の性質に合わせ、委託料と負担金とに区分する。
 - （１）委託料
毎年度持続して固定的に支出される経常的経費に係る経費であり、原則として人件費や物件費等に適用する。
 - （２）負担金
主として政策的経費とされる経費であり、工事請負費、車両購入費等に適用する。

④委託料の負担方法

- 1 小田原市域外における消防事務に係る委託料については、原則として、必要経費に対し委託市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、委託市町ごとの負担額を算出することとする。
ただし、本部における事務については、小田原市を含めた２市５町の消防事務であることから、その事務に要する経費は２市５町による「人口割」を適用する。

⑤負担金の負担方法

- 1 消防事務に係る負担金については、原則として、関係市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、負担額を算出することとする。

ただし、関係市町に足柄上地域 1 市 5 町が関わる場合の算出にあたっては、足柄上地域 1 市 5 町の人口割を適用するものとする。

- ・建物及び施設のうち消防署所に関するものについては、関係市町の人口割を適用する。
- ・建物及び施設のうち共用施設並びに消防車両等に関するものについては、小田原市を含めた 2 市 5 町全体の人口割を適用する。

⑥退職手当の負担方法

- 1 退職手当は、委託料として、単年度負担とする。
- 2 退職手当の負担方法は、広域化前に係る退職手当の分は、広域化前に属していた団体が負担し、広域化後に係る退職手当の分は、人件費を算出する負担方法を用いて 2 市 5 町で按分して負担とする。
- 3 足柄消防組合に属していた職員の平成 26 年度及び平成 27 年度の大量定年退職に伴う足柄上地域 1 市 5 町の負担額の増加に対応するため、平成 26 年度からの 4 年間ににおいては、足柄上地域 1 市 5 町の負担額を平準化して、本来の負担額との差額分を小田原市が一時的に負担する。

ただし、平準化により小田原市が一時負担する額に対する経費については、足柄上地域 1 市 5 町で負担する。

(6) 消防団等との連携に関する事項

- 1 2 市 5 町の消防団（以下「各消防団」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続して行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。
- 2 各消防団との連携を確保するため、消防本部で消防団全体の連絡調整等を行い、消防署で各消防団との連絡調整等を行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。

(7) 防災・国民保護担当部局との連携に関する事項

- 1 2 市 5 町の防災・国民保護担当部局（以下「各市町担当部局」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続するとともに、広域化を機に次の運用を行う。
 - ・大規模災害等が発生した場合、消防本部（消防署）から各市町災害対策本部に職員を派遣し、災害対策本部との連携体制を確保する。
 - ・各市町担当部局に消防本部の情報通信機器端末を設置し、災害情報等の共有化及び連携体制の強化を図る。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

- (1) 事務委託の実施手続
- (2) 住民への周知
- (3) 条例改正及び予算の準備
- (4) 職員の身分の移管

「2 (2) 検討の経緯・体制」、「3 (2) 規約の策定及び議決等の手順」及び「5 (3) ①職員の任用」を参照

7 広域化による具体的なメリット

(1) 出動体制の強化

①現場到着時間の短縮

広域化により、旧管轄区域境を越えて直近の署所からの出動が可能となったことから、当該境付近の地区を中心に大幅な到着時間の短縮が図られた。

【救急出動における広域化前後の現場到着時間比較（4～8月期）】

(単位 分：秒)

地区名	H24 年（広域化前）	H25 年（広域化後）	時間短縮効果
	平均所要時間 〈覚知～現着〉	平均所要時間 〈覚知～現着〉	
1 運営計画において効果を見込んでいた地区			
小田原市小竹	12:11	7:20	△4:51
小田原市小船	11:27	8:41	△2:46
小田原市沼代	11:10	9:18	△1:53
小田原市北ノ窪	7:33	6:32	△1:01
足柄上郡大井町上大井	10:44	8:54	△1:51
足柄上郡大井町西大井	10:18	8:05	△2:13
2 その他、効果が得られた地区			
小田原市羽根尾	9:56	6:52	△3:05
小田原市曾比	7:32	6:24	△1:08
小田原市中村原	8:57	7:53	△1:04
小田原市飯田岡	7:24	6:18	△1:06
南足柄市岩原	7:42	5:18	△2:24
南足柄市塚原	6:53	5:53	△1:00
足柄上郡大井町金子	8:34	7:15	△1:09
足柄上郡開成町吉田島	8:46	6:56	△1:50

②救急出動件数の平準化

広域化により旧管轄区域を越えて救急出動することが可能となったことから、隊毎の出動件数の平準化傾向が見られた。また、平成 24 年中には、75 件の出動があった非常用救急車について、広域化後 5 ヶ月間に出勤実績が無いことからバックアップ体制の強化という効果も発現していると言える。

【救急隊別出動件数比較（4～8月期）】

救急隊名	出動件数		前年比較	旧管轄区域を超え出動した件数
	H24 年 (広域化前)	H25 年 (広域化後)		
小田原救急隊 (旧小田原本署救急隊)	944	903	△ 41	2
南町救急隊 (旧南分署救急隊)	805	781	△ 24	0
荻窪救急隊 (旧北分署救急隊)	992	934	△ 58	3
国府津救急隊 (旧東分署救急隊)	698	615	△ 83	8
栢山救急隊 (旧城北分署救急隊)	671	703	32	116
足柄救急隊 (旧足柄本署救急隊)	478	550	72	28
松田救急隊 (旧松田分署救急隊)	518	520	2	11
山北救急隊 (旧山北分遣所救急隊)	210	245	35	1
岡本救急隊 (旧岡本分遣所救急隊)	250	411	161	169
中井救急隊 (旧中井分遣所救急隊)	149	247	98	94
合 計	5,715	5,909	194	432

③初動体制の強化

消防の広域化により、これまでの管轄区域にとらわれず、行政区域を越えた消防活動が可能となったことから、災害地点（地区）に最も近い署所からの出動を原則として出場区域の見直しを行ったことで現場到着時間の短縮が図られたほか、初動体制（第 1 出場）における出場部隊数が広域化前の 6 隊から 10 隊に増加し、初期の段階で迅速に多くの消防力（人員・車両）を投入することが可能となり、被害の軽減につながった。

また、出動エリアが増加する一方で、遠方への出動が減少したことから自地域の災害に備えることが可能となるほか、補完（バックアップ）体制が強化された。

【火災活動に係る効果の実例】

＜事例１＞ ４月 建物火災 松田町神山地区

- ・ 初動対応部隊が６隊から１０隊に増加
- ・ 松田分署、足柄消防署に続き西大友出張所、栢山出張所等が対応
- ・ 広域化前は出動していた山北出張所は出動しないため自地域の災害に備えが可能
- ・ 全体として現場到着時間が短縮したため近隣建物などへの延焼拡大を阻止

＜事例２＞ ５月 その他火災 小田原市曽比地区

- ・ 初動対応部隊が６隊から１０隊に増加
- ・ 栢山出張所、西大友出張所に続き松田分署、岡本出張所、足柄消防署等が対応
- ・ 広域化前と比較して早期に多部隊から放水開始されたことから延焼の拡大を阻止

＜事例３＞ ６月 建物火災 小田原市栢山地区

- ・ 初動対応部隊が６隊から１０隊に増加
- ・ 栢山出張所、西大友出張所に続き足柄消防署、松田分署等が対応
- ・ 栢山出張所が現場到着してから１０分の間に出動全部隊が現場到着し活動

＜事例４＞ ７月 建物火災 南足柄市塚原地区

- ・ 初動対応部隊が６隊から１０隊に増加
- ・ 栢山出張所が最先着、その後足柄消防署、松田分署、西大友出張所が対応
- ・ 本来先着となる岡本出張所が出動中であつたが、広域化によるバックアップ体制の強化により栢山出張所が出動から５分で現場到着し活動

（２）体制の高度化

①高度な部隊の配置、高機能な車両及び資機材の整備

広域化により、管轄人口が中核市規模となったことを踏まえ広域化と同時に高度救助隊を発足させたほか、財政削減効果を活用し今までは導入できなかった特殊装備を導入することが可能となった。

また、高度救助隊及び特別救助隊２隊の計３隊体制となったことにより、効率的な部隊運用や様々な訓練対応ができることになったほか、救助事案が同時に発生した時のバックアップ体制が強化された。

なお、救助車両、はしご車等を複数保有することになったことから、各１台が整備中であっても、通常時は他市消防機関への出場依頼が不要になった。

②救急救命士の計画的養成

現場運用救急救命士が増員されたことから、薬剤（アドレナリン）投与追加講習への派遣人数の増が可能となり、全体の９割程度が薬剤（アドレナリン）認定救命士となったほか、ＭＣ（メディカルコントロール）で定められている再教育も計画的に行えるようになった。

③部隊等の専門化・高度化

- ・ 専門性分野に特化した課の新設

救急課や情報司令課（２４時間専従体制）など専門性の高い課を新設したことにより、ニーズの高い行政課題への対応力が向上したほか、より専門的に学ぶ機会も増加した。

- ・ 部隊の専従化

本部の統合により余剰となった職員を署所に配置し、消防（常時４名）、救急、救助の各隊の専従化が実現したことにより、ＰＡ同時出場案件の際の救急隊への１名増員運用（救急隊先行出場）など

による柔軟かつ機動的な部隊運用が図られるようになった。

また、救急隊の予備隊編成での出場が無くなったことから、救急救命士未乗車の救急事案が減少したほか、地水利調査等、消防隊の出向可能時間が増加した。

そのほか、指揮隊及び火災原因調査隊についても、それぞれ2隊設置されたことにより複数災害に対応可能となった。

④予防体制の強化

広域化を機に新設した各署の消防課に予防事務を移管したことにより、予防業務面において防火管理、消防設備の一貫した指導ができるようになった一方、防火対象物定期点検報告制度及び防災管理定期点検報告制度に該当する防火対象物の指導等を本部の予防課で一括して行うことで、法令違反等の不備事項について、継続して指導できる体制となった。

（３）住民サービスの向上

広域化を機に、これまで委託地域では未実施であった定期救命講習を新たに実施したほか、旧管轄区域に関わらず受講場所を選択できるようになった。また、受講の申請窓口はこれまで消防本部のみであったが、これを各署所で行えるようにしたことなど、住民の利便性が向上した。

（４）行財政運営の効率化

①重複投資の回避

目前に迫った消防救急無線のデジタル化に係る整備費用（既に活動波の基本及び実施設計で重複投資を回避）のほか、消防・救急車両の更新等、重複投資の回避が期待できる。

救急需要の増大傾向を踏まえ、従前計画されていた、救急隊増隊、救急隊員の増員等が広域化によるスケールアップで不要となった。

②経費の削減

平成 25 年度当初予算における委託市町の財政負担額は、24 年度予算額に対して 4,700 万円余の減となったほか、受託市の負担額も 4,100 万円余の減となるなど、広域化により経常経費が約 9,000 万円削減される効果が生じた。

③事務委託特有の効果

議会運営経費が不要となったほか、事務委託料の積算根拠を積上げ方式にしたことにより、受委託双方のサービスと負担の関係が明確になった。